七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の五第七号及び第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況 八～十　（略） **第四十九条の五**　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） 七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況 八～十二　（略）	七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況 八～十　（略） **第四十九条の五**　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） （新設） 七～十一　（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第四（第十条及び第十一条関係） 表一 （略） 船員保険法　（略） 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）　第五十九条の二の四の規定による書面の交付 （略） 表二　（略）	**別表第四**（第十条及び第十一条関係） 表一 （略） 船員保険法　（略） （新設） （略） 表二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第三号に掲げる施設（この省令による改正後の第四十九条の二第三号に掲げる施設を除く。次項において同じ。）の設置をしている者に対する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に」とあるのは、「令和元年十月三十一日までに」とする。

3　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第三号に掲げる施設の設置をしている者が児童福祉法第五十九条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、この省令の施行前に、都道府県知事に届け出ているときは、当該届出は、前項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により行われたものとみなす。